

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
GNSS受信機器一式の賃貸借
- (2) 委託業務の内容等  
別紙1「調達仕様書」のとおり。
- (3) 賃貸借期間  
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(参考) 地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 154 条）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 一般競争入札に参加しようとする者又はその者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等を含む）でないこと。
- (5) 愛媛県内に契約可能な本店又は支店等の店舗を置く者であること。
- (6) 該当物品の使用を満たす製品の供給が可能であり、該当物品の搬入、初期設定、保守及び点検の体制が整備されていること。

### 3 仕様書等に対する質問及び回答

#### (1) 質問

当該仕様書等について質問がある場合は、令和 3 年 12 月 16 日（木）17 時 15 分までに必着で質問状を F A X 又は郵送し、4 (3) アに掲げる者に説明を求めることができる。なお、電話で到達を必ず確認すること。

#### (2) 回答

質問に対する回答は、県ホームページにて公表する。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 4 入札参加資格確認書の提出

入札に参加を希望する者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において必要な書類を提出しなければならない。

#### (1) 必要書類

別紙 入札参加資格審査申請書作成要領のとおり

#### (2) 入札参加の可否の通知

提出された入札参加資格確認書等の内容を確認し、入札参加の可否について、令和 3 年 12 月 20 日（月）までに提出者へ「入札参加資格決定通知書」を F A X や郵送により通知する。

#### (3) 入札参加資格確認書の提出方法

##### ア 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 公益林整備グループ（県営林担当）  
電話（089）912-2602

##### イ 提出期間

令和 3 年 12 月 10 日（金）から 12 月 16 日（木）午後 5 時 15 分まで

##### ウ 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

##### エ 提出方法詳細

- ・ 一度提出された封書の引換え、変更または取り消しはできないものとする。

#### (4) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和 3 年 12 月 21 日（火）午後 5 時 15 分（必着）までに 4 (3) アに掲げる場所に郵送すること。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和 3 年 12 月 23 日（木）までに、書面により行う。

## 6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時  
令和3年12月24日（金）11時00分
- (2) 場所  
愛媛県庁第二別館3階第9会議室
- (3) 開札  
即時開札とする。

## 7 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書、別添契約書（案）愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、4(3)アに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、「入札書（様式1）」を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、テレコピー、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 物品名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、「委任状（様式3）」に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 入札金額は、納入設置に要する一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 開札は即時開札とする。

- (15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(15)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に本件調達に係る入札についての参加資格審査結果通知書の写しを提出し、代理人にあつては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (20) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (22) 予定価格の制限内での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

## 8 入札保証金

会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書（様式 4）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金の納付は、6 (1) 及び(2) で定める日時及び場所にて行う。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (4) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 10 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 入札金額を訂正した入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (9) その他、会計規則や郵便入札心得などの規定を含めた入札に関する条件に違反した入札書

## 11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金

- 額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 12 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書（様式 3）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 13 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 14 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 15 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札公告等において求められた委託業務に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 16 その他の事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が、本件の入札契約手続きに関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、4 (3) アに掲げるとおり。